

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（四件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…五

告示（公）

- 警備員指導教育責任者講習の実施（三件）……………七
- 機械警備業務管理者講習の実施……………二
- 技能検定員審査の実施……………二
- 教習指導員審査の実施……………三
- 都市計画事業の施行……………（建設局公園緑地部計画課）…四
- 当せん金付証票の発売委託……………（全国自治宝くじ事務協議会）…四

告示

●東京都告示第五百三十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

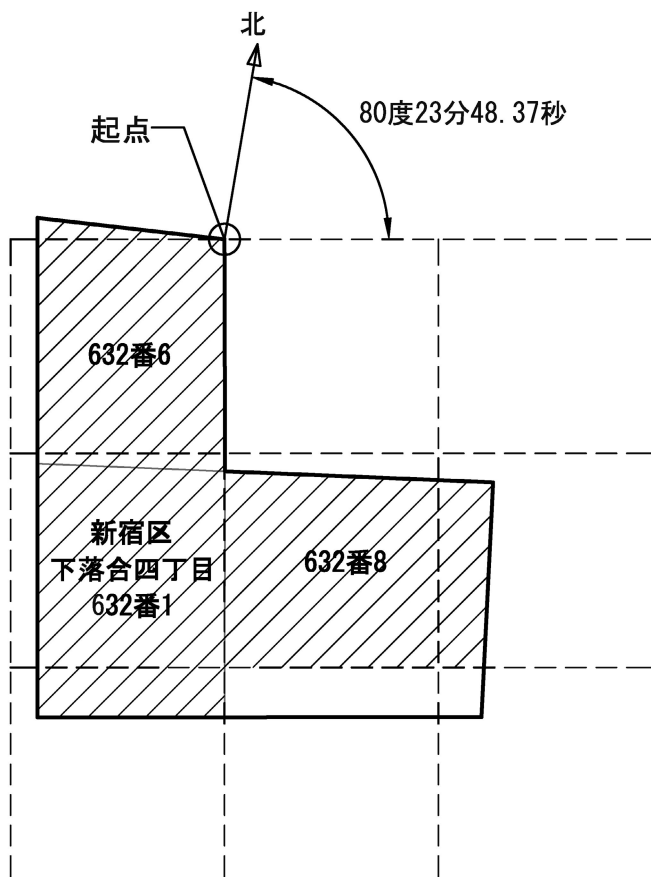
令和七年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（新宿区下落合四丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン並びに鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、新宿区下落合四丁目
632番6の最北端とする。

【格子の回転角度(80度23分48.37秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五百三十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

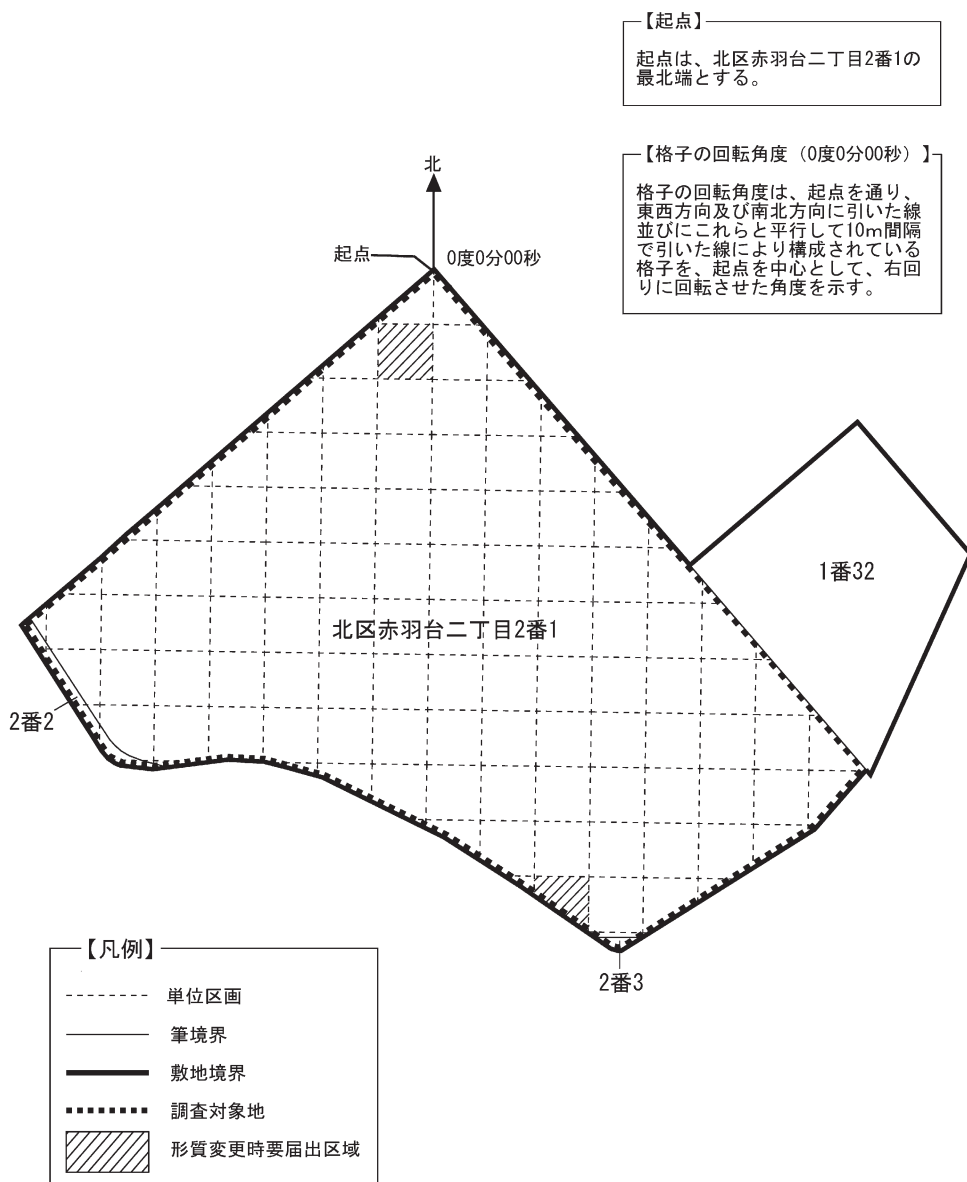
令和七年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区赤羽台二
丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第五百四十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしない
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（渋谷区恵比寿
二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡例】

- 敷地境界
- 調査対象地
- 筆境界
- 単位区画
- 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、X座標：-39072.841、Y座標：-10192.019とする。

※起点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（16度44分56秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五百四十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（立川市若葉町四丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

【格子の回転角度（51度2分38秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】

起点は、座標(X, Y) = (-30266.744, -36163.083) とする。
※座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【凡例】

形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)

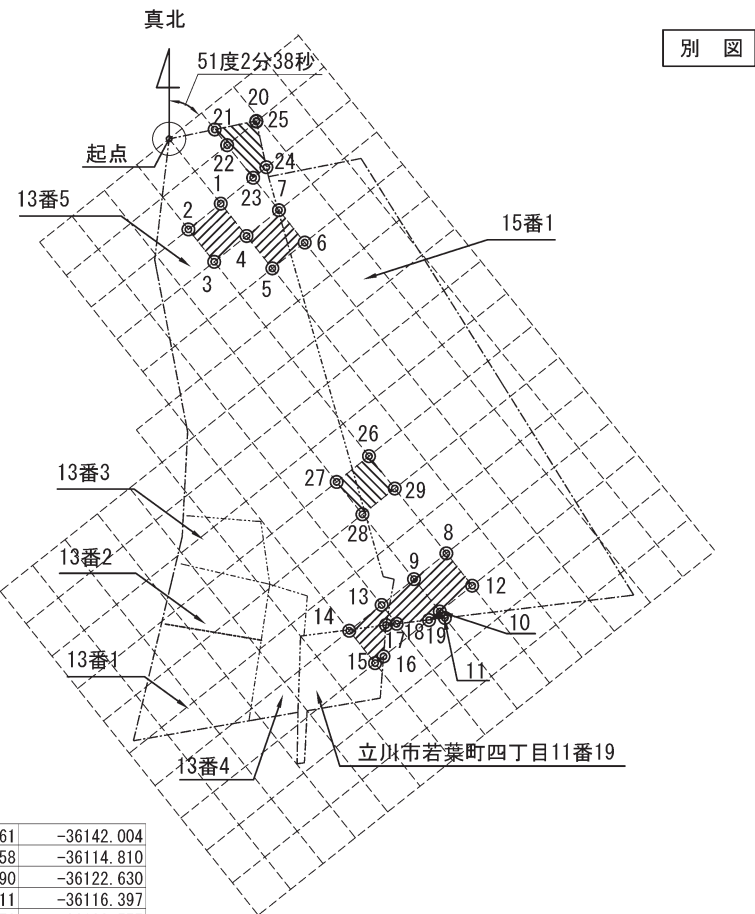
形質変更時要届出区域
(令和6年東京都告示第1118号により指定した区域)

----- 単位区画

----- 敷地境界

----- 筆境界

点名	X	座標	Y	座標
起 点	-30266.744	-36163.083		
1	-30282.384	-36150.618		
2	-30288.617	-36158.438		
3	-30296.437	-36152.205		
4	-30290.205	-36144.385		
5	-30298.025	-36138.152		
6	-30291.792	-36130.332		
7	-30283.972	-36136.565		
8	-30366.819	-36096.112		
9	-30373.051	-36103.932		
10	-30380.871	-36097.699		
11	-30382.424	-36096.462		
12	-30374.639	-36089.879		
13	-30379.284	-36111.752		
14	-30385.516	-36119.572		
15	-30393.336	-36113.340		
16	-30391.710	-36111.300		
17	-30384.146	-36110.707		
18	-30383.834	-36108.126		
19	-30382.941	-36100.297		
20	-30262.429	-36142.033	25	-30262.561 -36142.004
21	-30264.491	-36152.091	26	-30343.358 -36114.810
22	-30268.277	-36149.074	27	-30349.590 -36122.630
23	-30276.152	-36142.798	28	-30357.411 -36116.397
24	-30273.600	-36139.596	29	-30351.178 -36108.577



●東京都告示第五百四十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和五年東京都告示第百九十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

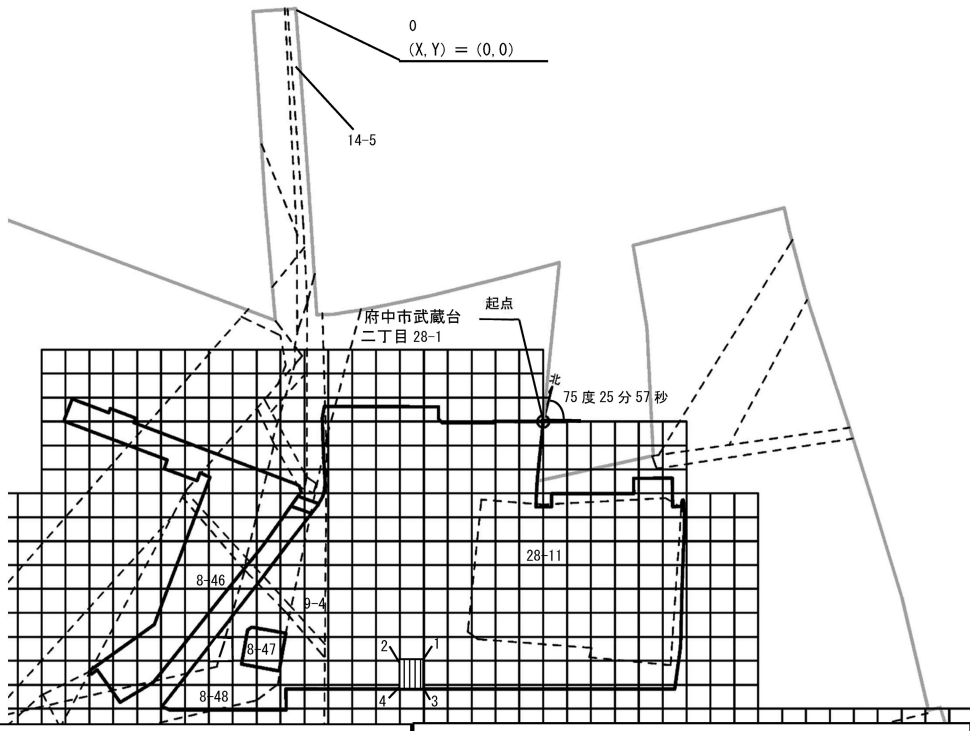
令和七年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（府中市武蔵台二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



別 図

点名	X座標	Y座標
0	0	0
起点	103.591	-172.629
1	53.591	-272.629
2	53.591	-285.437
3	43.591	-285.373
4	43.591	-272.629

凡例

- 敷地境界
- 調査範囲
- 単位区画
- 筆境界
- 指定を解除する区域

〈起点〉
起点は、座標値(X,Y)=(103.591,-172.629)とする。

※座標値は、府中市武蔵台二丁目14番5の最北端を(X,Y)=(0,0)とし、
東西方向をX、南北方向をYとした任意の座標である。

〈格子の回転角度：75度25分57秒〉

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五百四十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第二項の規定により、令和五年東京都告示第百九十七号に
より指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三
項において準用する同法第六条第二項の規定により、次の
とおり告示する。

令和七年四月十一日

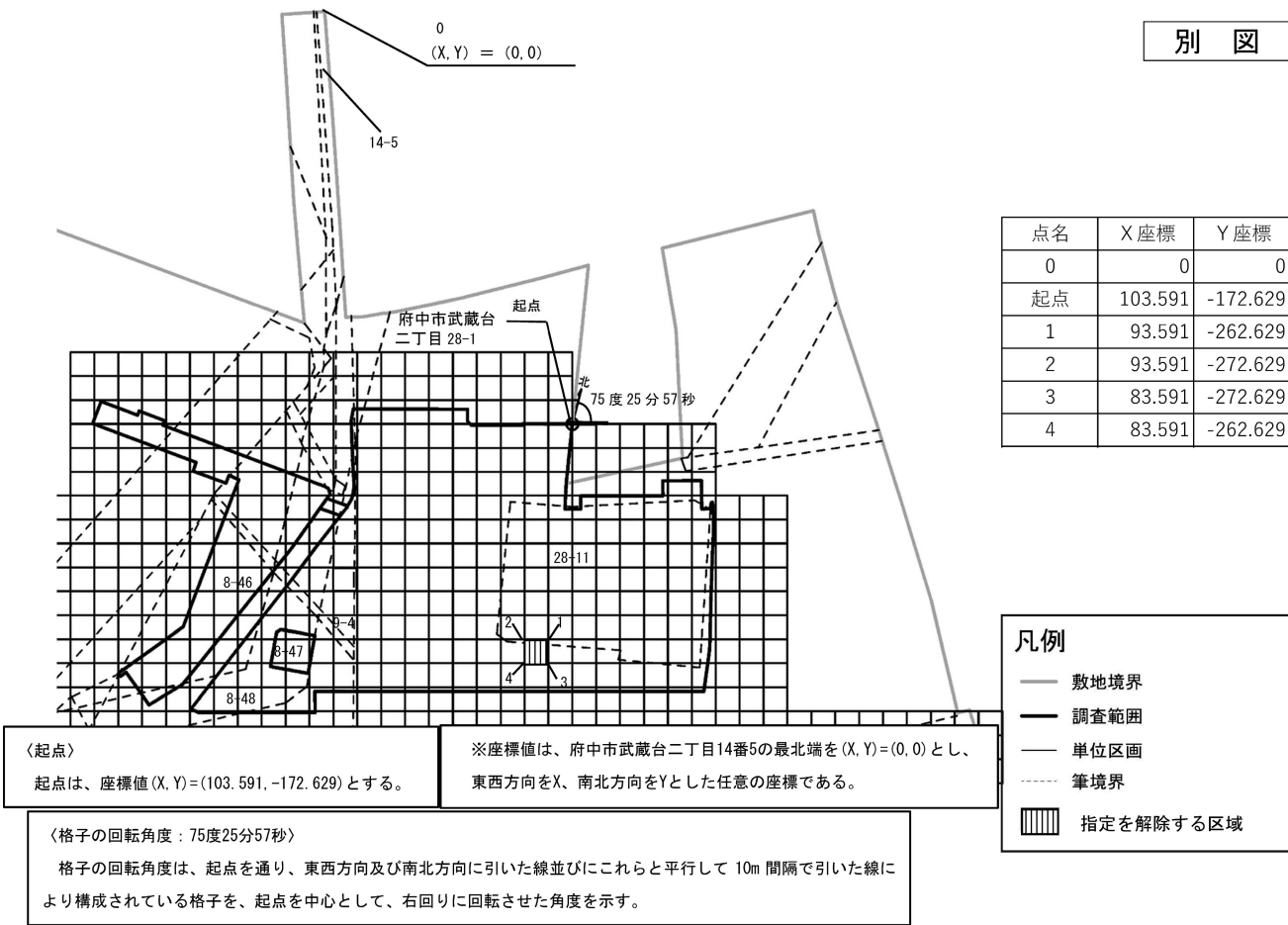
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（府中市武蔵台二
丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第142号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月11日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 講習の実施期間及び時間

令和7年6月17日（火曜日）から同月25日（水曜日）までの7日間（日曜日及び土曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号で定める警備業務（事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。）

4 講習予定人員

120名

5 受講対象者

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの (4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者 ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者 イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの 6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。	なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。 (1) 受講申出の受付期間 令和7年5月14日（水曜日）及び同月15日（木曜日）の2日間 午前9時から午後5時まで (2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03（3837）2160 (3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち100名は、次に掲げる者を優先する。 ア 現に東京都内に居住する者 イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者 7 申込手続 (1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和7年6月3日（火曜日）までの間（日曜日及び土曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書	面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し (ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し (オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。
---	---	--

ウ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前6の(3)のアに該当する者は、住居地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居地が明らかとなる書面 (イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。	育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。 令和7年4月11日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 明 記	(1) 受講申出の受付期日 令和7年6月16日（月曜日） 午前9時から午後5時まで (2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03（3837）2160
8 受講料納入手続 (1) 受講料納入の受付期間 令和7年6月11日（水曜日）及び同月12日（木曜日）の2日間 午前9時から午後4時30分まで	1 講習の実施期間及び時間 令和7年7月14日（月曜日）から同月18日（金曜日）までの5日間 午前9時から午後5時まで 2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室	7 申込手続 (1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和7年7月1日（火曜日）までの間（日曜日及び土曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会
(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 受講手数料 47,000円	3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第4号で定める警備業務（人の身体に対する危害の発生を、その周辺において警戒し、防止する業務をいう。以下「4号警備業務」という。）	(3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通 イ 4号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。
9 問合せ先 (1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03（5818）6070 (2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312	4 講習予定人員 30名 5 受講対象者 最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。	8 受講料納入手続 (1) 受講料納入の受付期間 令和7年7月7日（月曜日）及び同月8日（火曜
●東京都公安委員会告示第143号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教		

日) の2日間 午前9時から午後4時30分まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 受講手数料 34,000円 9 問合せ先 (1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070 (2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312	2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室 3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第4号で定める警備業務（人の身体に対する危害の発生を、その身辺において警戒し、防止する業務をいう。以下「4号警備業務」という。） 4 講習予定人員 50名 5 受講対象者 法第2条第1項に定める警備業務のうち、4号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。）又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。 (1) 受講申出の受付期日 令和7年6月17日（火曜日） 午前9時から午後5時まで (2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (3837) 2160	7 申込手続 (1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和7年7月1日（火曜日）までの間（日曜日及び土曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 4号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通 ウ 4号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 8 受講料納入手続 (1) 受講料納入の受付期間 令和7年7月7日（月曜日）及び同月8日（火曜日）の2日間 午前9時から午後4時30分まで (2) 受付場所
●東京都公安委員会告示第144号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第2条の規定により次のとおり告示する。 令和7年4月11日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記 1 講習の実施期間及び時間 令和7年7月17日（木曜日）及び同月18日（金曜日）の2日間 午前9時から午後5時まで		

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 受講手数料 10,000円 9 問合せ先 (1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070 (2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312	3 講習予定人員 100名 4 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により 確定する。 (1) 受講申出の受付期日 令和7年7月8日（火曜日） 午前9時から午後5時まで (2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (3837) 2160 5 申込手続 (1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和7年7月22日（火曜 日）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関す る法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除 く。） 午前9時から午後5時まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル (3) 申込書類 一般社団法人東京都警備業協会 6 受講料納入手続 (1) 受講料納入の受付期間 令和7年7月28日（月曜日）及び同月29日（火曜 日）の2日間	午前9時から午後4時30分まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 受講手数料 39,000円 7 問合せ先 (1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070 (2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312
●東京都公安委員会告示第145号 警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号 の規定に基づき、機械警備業務管理者講習を実施するので、 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習 等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第 13条において準用する同規則第2条の規定により次のとお り告示する。 令和7年4月11日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記 1 講習の実施期間及び時間 令和7年8月5日（火曜日）から同月8日（金曜日） までの4日間 午前9時から午後5時まで 2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室	●東京都公安委員会告示第146号 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員 会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基 づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定に より次のとおり告示する。 令和7年4月11日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記 1 審査の種類 (1) 大型自動車免許技能検定員審査 (2) 中型自動車免許技能検定員審査 (3) 準中型自動車免許技能検定員審査 (4) 普通自動車免許技能検定員審査 (5) 大型特殊自動車免許技能検定員審査 (6) 大型自動二輪車免許技能検定員審査	

(7) 普通自動車二輪車免許技能検定員審査 (8) 牽引免許技能検定員審査 2 審査を受けようとする者の資格 受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証（以下「免許証」という。）又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示できる者であること。 3 審査項目及び審査細目 (1) 技能検定に関する技能 ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能 イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 (2) 技能検定に関する知識 ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項 イ 自動車教習所に関する法令についての知識 ウ 技能検定の実施に関する知識 エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 4 審査細目の免除 規則第17条第1項各号若しくは第2項各号又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者 5 審査の日時及び場所 (1) 日時 令和7年5月12日（月曜日）から同月16日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時 (2) 場所	警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1） 6 申請手続 (1) 申請書類 ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。） イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの） ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面 (2) 受付日時 令和7年4月24日（木曜日）及び同月25日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで (3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号） (4) 申請に関する注意事項 ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和7年4月14日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日を除く。 イ 写真は、申請書に貼り付けること。 ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。 エ 免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示すること。 7 審査手数料 大型自動車免許技能検定員審査、中型自動車免許技能検定員審査又は準中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては23,750円、普通自動車免許技能	検定員審査を受けようとする者にあつては19,800円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては14,450円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。 8 携行品及び服装 (1) 携行品 ア 免許証又は免許情報記録個人番号カード イ 筆記用具 イ ア 黒色又は青色のボールペン イ ア 赤色のボールペン (2) 服装 自動車の運転に支障のない服装 9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。 10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03 (3581) 4321 内線7251-5276 ●東京都公安委員会告示第147号 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。 令和7年4月11日
---	--	--

東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記		
1 審査の種類	他自動車の運転に関する知識	丁目12番5号)
(1) 大型自動車免許教習指導員審査	イ 自動車教習所に関する法令についての知識	(4) 申請に関する注意事項
(2) 中型自動車免許教習指導員審査	ウ 教習指導員として必要な教育についての知識	ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和7年4月14日(月曜日)から配布する。
(3) 準中型自動車免許教習指導員審査	4 審査細目の免除	ただし、日曜日、土曜日を除く。
(4) 普通自動車免許教習指導員審査	規則第17条第1項各号若しくは第4項各号又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者	イ 写真は、申請書に貼り付けること。
(5) 大型特殊自動車免許教習指導員審査	5 審査の日時及び場所	ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。
(6) 大型自動二輪車免許教習指導員審査	(1) 日時	エ 免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示すること。
(7) 普通自動二輪車免許教習指導員審査	令和7年5月12日(月曜日)から同月16日(金曜日)までの間のうち、申請書提出時において指定する日時	7 審査手数料
(8) 牽引 ^{けんいん} 免許教習指導員審査	(2) 場所	大型自動車免許教習指導員審査、中型自動車免許教習指導員審査又は準中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては15,100円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては12,000円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,950円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。
2 審査を受けようとする者の資格	警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1番地の1)	8 携行品及び服装
受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証(以下「免許証」という。)又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示できる者であること。	6 申請手続	(1) 携行品
3 審査項目及び審査細目	(1) 申請書類	ア 免許証又は免許情報記録個人番号カード
(1) 教習に関する技能	ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)	イ 筆記用具(黒色又は青色のボールペン)
ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能	イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの)	(2) 服装
イ 技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。)	ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面	自動車の運転に支障のない服装
ウ 学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)	(2) 受付日時	9 合格証明書の交付
う。)	令和7年4月24日(木曜日)及び同月25日(金曜日)の午前9時30分から午後4時まで	合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。
(2) 教習に関する知識	(3) 受付場所	10 問合せ先
ア 道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その	警視庁運転免許本部運転者教育課(品川区東大井一	

警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03 (3581) 4321 内線7251-5276		公 告		都市計画公園事業の事業計画の施行について 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。 令和七年四月十一日 東京都知事 小 池 百合子		一 都市計画事業の種類及び名称 二 施行者の名称 東京都 三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号 四 事業地の所在 別表のとおり 別表 都市計画事業の種類及び名称 事業地の所在 備 考 調布都市計画公園事業第八・八 町二丁目地内 令和七年三月二十五日 関東地方整備局告示第百二十九号 町田都市計画緑地事業第二号大 町田市相原町字 令和七年三月二十五日 関東地方整備局告示第百三十号 戸緑地 町田及び字大北		雑 報	
当せん金付証券の発売委託について 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。 令和七年四月十一日 全国都道府県知事の名において 全国自治宝くじ事務協議会 会長 東京都知事 小池 百合子 第千六十四回全国自治宝くじ 六百九十億円 二億三千万枚 （三十億円を一単位（一ユニット）として二十三単位（二十三ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。） 一枚三百円 令和七年七月十一日から同年八月十一日まで 発売額三十億円に対して十四億一千九百九十万円 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務		一 名称 二 発売総額及び枚数		一 名称 二 発売総額及び枚数		三 証券金額 四 発売期間 五 当せん金の額 六 委託対象事務の範囲 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 八 その他発売経費 九 受託申請期限 十 その他 一 名称 二 発売総額及び枚数		三 証券金額 四 発売期間 五 当せん金の額 六 委託対象事務の範囲	
第千六十五回全国自治宝くじ 二百十億円 七千万枚 （三十億円を一単位（一ユニット）として七単位（七ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。） 一枚三百円 令和七年七月十一日から同年八月十一日まで 発売額三十億円に対して十四億円 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務		第千六十五回全国自治宝くじ 二百十億円 七千万枚 （三十億円を一単位（一ユニット）として七単位（七ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。） 一枚三百円 令和七年七月十一日から同年八月十一日まで 発売額三十億円に対して十四億円 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務		第千六十五回全国自治宝くじ 二百十億円 七千万枚 （三十億円を一単位（一ユニット）として七単位（七ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。） 一枚三百円 令和七年七月十一日から同年八月十一日まで 発売額三十億円に対して十四億円 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務		第千六十五回全国自治宝くじ 二百十億円 七千万枚 （三十億円を一単位（一ユニット）として七単位（七ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。） 一枚三百円 令和七年七月十一日から同年八月十一日まで 発売額三十億円に対して十四億円 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務		第千六十五回全国自治宝くじ 二百十億円 七千万枚 （三十億円を一単位（一ユニット）として七単位（七ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。） 一枚三百円 令和七年七月十一日から同年八月十一日まで 発売額三十億円に対して十四億円 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	

七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売額三十億円に対して一億八千九百四十五万三千円
八	その他発売経費	発売額三十億円に対して二億五千八百五十三万五千七百七十円
九	受託申請期限	令和七年四月二十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
五〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

